30子子福第453号

平成30年12月14日

放課後等デイサービス事業者 各位

名古屋市子ども青少年局

子育て支援部子ども福祉課長

放課後等デイサービスの報酬区分１算定に係る対象児童のカウントについて

平成30年2月13日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの報酬区分の導入について」において、利用者の状態像を勘案した指標を設定し報酬区分を設定することと通知され、同様の内容について、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（H24.3.14厚労省告示第122号（H30.3.22厚労省告示第99号改正現在））（以下「通所報酬告示」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設基準」（H24厚労省告示第269号：H30.3.22厚労省告示第108号改正現在）（以下「大臣が定める施設基準」という。）の改正が行われたところです。

本市では、上記の国通知、通所報酬告示及び大臣が定める施設基準に基づき指標の判定を行い、**指標該当児について通所受給者証に記載をしておりますが、本記載のない児童を指標該当児としてカウントしている事業者が確認されました。**報酬区分の届出にあたっては、下記の事項について今一度ご確認いただき、事務取扱に遺漏のないようお願いいたします。

記

１　通所受給者証の確認等

国の定める**指標に該当する児童は**、本市の発行する**通所受給者証の特記事項欄に「区分１対象児」との記載があります**。

通所受給者証に、**その記載がない場合は、**当該児童は、国の定める指標の判定に**該当しない児童**となり、放課後等デイサービスの報酬算定区分1の対象としてカウントできませんので、契約児童の受給者証を確認したうえで、給付費体制を届出してください。

また、国の定める指標に該当するかの**判定は、**該児童の支給決定を行っている**市町村が行うもの**です。

２　留意事項

　　本区分の導入は、放課後等デイサービスの報酬について、利用者の状態像を勘案した適切な評価を設定するためのものであり、障害の程度を理由に、事業者がサービスの提供を拒否することは以下の基準により禁止されています（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第12号））。

３　参考資料

　（１）　通所報酬告示について

　（２）　厚生労働大臣が定める施設基準（改正告示）

（３）　厚生労働省通知

子ども発達支援係（内線：2520）